

佐賀県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月十一日から平成二十二年一月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町広滝字井ノ上五 六五番六地先から 神崎市脊振町広滝字中ノ原一 二六三番七地先まで	神崎市脊振町広滝字井ノ上五 六五番六地先から 神崎市脊振町広滝字中ノ原一 二六三番七地先まで	後	二七・一 七・四	七八九・六
	神崎市脊振町広滝字井ノ上五 六五番六地先から 神崎市脊振町広滝字中ノ原一 二六三番七地先まで	神崎市脊振町広滝字井ノ上五 六五番六地先から 神崎市脊振町広滝字中ノ原一 二六三番七地先まで	前	二二・七 六・五	七九一・五